(11) 寒冷地手当

11月～３月までの各月の初日（基準日）に，人事委員会規則で定める寒冷積雪の度合の厳しい地域に在勤する職員に対して支給される。平成26年度の改正により，支給地域が廃止されるとともに，公署指定が見直しされた。

給与条例 第21条

ア　支給条件

(ｱ) 指定公署に在勤する職員

給与規則

第71条の3

指定公署　(抜粋)

金沢市　　犀川ダム管理事務所，湯涌小，芝原中

白山市　　河内小，鳥越小，鳥越中，白嶺小，白嶺中，白峰小，

白山ろく少年自然の家，農林総合研究センター林業試験場,

石川ウッドセンター，白山自然保護センター，

白山自然保護センター中宮展示館，大日川ダム管理事務所,

白山自然保護センター白峰駐在地，白山ろく民俗資料館，

白山林道石川管理事務所

(ｲ) 指定公署からおおむね１ｋｍ以内の区域に居住する職員

ただし，旧白山麓５村（旧河内村，旧吉野谷村，旧鳥越村，旧尾口村，旧白峰村）居住者に限り，居住地要件（勤務公署から１km以内）を緩和

イ　支給日

給与条例 第21条

11月～３月の給料日

ウ　支給額

給与条例

第21条\_2

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯主 | 扶養親族あり | 17,800円 |
| 扶養親族なし | 10,200円 |
| その他の職員 | | 7,360円 |

※　世帯主である職員とは

給与規則

第71条の4

主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次の者をいう。

・　給与条例第９条第２項に規定する扶養親族を有する者

・　扶養親族を有しないが，居住のため一戸を構えている者又は下宿・寮等の一部屋を専用している者

※　寒冷地手当上扶養親族に認められない場合

給与規則

第71条の5

・単身赴任手当を支給される職員の扶養親族が居住する住居と寒冷地

手当法に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離が60㎞以上である場合

・扶養親族と同居していない者の住居と寒冷地手当法に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離が最短距離が60㎞以上である場合

給与規則 第73条

(ｱ) 月の途中で変更があった場合

基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に，支給対象職員となった場合や休職等で支給割合が変更になった場合は，該当月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として，日割計算して得た額が支給される。

(ｲ) 休職中の場合の支給率

給与条例

第21条\_3

ａ　支給対象

(a) 公務・通勤上の負傷・疾病による休職　　100/100

(b) 結核性疾患による休職中（２年未満）　　 80/100

(c) 心身の故障による休職中（１年未満）　　 80/100

(d) 公務・通勤外の負傷・疾病による休職　　 50/100

ｂ　支給対象外

給与規則 第72条

(a) 無給給与休職者

(b) 刑事休職者

(c) 停職者

(d) 専従休職者

(e) 大学院修学休業者

(f) 自己啓発等休業者

(g) 配偶者同行休業者

(h) 外国機関派遣職員

(i) 公益法人等派遣職員のうち，給与の支給を受けていない者

(j) 育児休業職員

(k) 本邦外にある職員（世帯主である職員でその扶養親族が本邦に居住する場合は支給の対象となる。）

(12) 義務教育等教員特別手当

義務教育に従事する教育職員の特殊性に基づいて級・号給ごとに定額をもって支給される。

給与条例 第22条

ア　支給対象職員

給与条例

第22条\_4

教育職員（校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師・助教諭・養護助教諭）

イ　支給額と支給方法

給料の号給に応じた定額が給料の支給方法に準じて支給される。

給与規則 第5条

給与・諸手当編巻末　給料諸手当一覧表参照

(13) へき地手当

交通条件及び自然的，経済的，文化的諸条件に恵まれない山間地，離島その他の地域に所在する市町立の小学校及び中学校並びにこれらに準ずる学校並びに共同調理場に勤務する教員及び職員に支給される｡

給与条例

第11条の4

ア　へき地手当の支給割合及び算出方法

（ 給料の月額 ＋ 扶養手当 ）× 支給割合

へき地手当の支給割合

給与規則

第57条の11

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 準へき地 | ４／100 | ３　級 | 16／100 |
| １　級 | ８／100 | ４　級 | 20／100 |
| ２　級 | 12／100 | ５　級 | 25／100 |

イ　へき地手当と地域手当の併給調整

へき地手当及び地域手当の支給対象の場合には併給調整がされ，調整後のへき地手当額と地域手当が支給される。

・併給調整の場合のへき地手当額算出方法

給与規則

第57条の12

へき地手当額　－　地域手当額　＝　併給調整後のへき地手当額

※　両方の手当が重複している分を差し引いた額が支給される。

へき地等学校表

給与規則

第57条の10

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学　　　校 | 所在地 | 級別等区分 |
| 大谷小中学校  鳳至小学校　　舳倉島分校  輪島中学校　　舳倉島分校  町野小学校  東陽中学校  白嶺小学校  白嶺中学校  白峰小学校 | 珠 洲 市  輪 島 市  輪 島 市  輪 島 市  輪 島 市  白 山 市  白 山 市  白 山 市 | １　　級  ５　　級  ５　　級  １　　級  １　　級  ２　　級  ２　　級  ３　　級 |

(14) へき地手当に準ずる手当

教職員が在勤地を異にして異動し，当該異動に伴って住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転し，当該移転に伴って教職員が住居を移転した場合において，当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校が，へき地学校又はこれらに準ずる学校（特別地）に該当するときに支給される。なお，採用に伴う移転は異動には含まない。

給与条例

第11条の5

ア　へき地手当に準ずる手当の支給率及び算出方法

（ 給料の月額 ＋ 扶養手当 ）× 支給割合

イ　へき地手当に準ずる手当の支給割合

１～５年目　　４／100　　　　６年目　　２／100

・経過措置

平成27年４月１日の改定日前日にへき地等学校に勤務する職員で，引き続き当該学校に勤務するものについては，施行日の前日のへき地手当の月額に相当する額を支給する。

(15) 特地勤務手当

給与条例

第11条の2

離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署（市町立の小学校，中学校を除く。）として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」）に勤務する職員に支給される。

ア　特地勤務手当の算出方法及び支給割合

（ 給料の月額 ＋ 扶養手当 ）× 支給割合

特地勤務手当の支給割合

給与規則

第57条の6

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　級 | ４／100 | ４　級 | 16／100 |
| ２　級 | ８／100 | ５　級 | 20／100 |
| ３　級 | 12／100 | ６　級 | 25／100 |

イ　特地等公署（抜粋）

給与規則

第57条の5

白山自然保護センター白峰駐在地　（白山市）　１級地

白山ろく民俗資料館（白山市）　１級地

ウ　特地勤務手当と地域手当の併給調整

特地勤務手当及び地域手当の支給対象の場合には併給調整がされ，調整後の特地勤務手当額と地域手当が支給される。

給与規則

第57条の7

・併給調整の場合の特地勤務手当額算出方法

特地勤務手当額　－　地域手当額　＝　併給調整後の特地勤務手当額

※　両方の手当が重複している分を差し引いた額が支給される。

エ　特地勤務手当に準ずる手当

給与規則

第57条の8

職員が公署を異動し，当該異動に伴って住居を移転した場合，異動直後の公署が特地公署又はこれに準ずる公署に該当するときは，異動から３年以内の期間，特地勤務手当に準ずる手当が支給される。

オ　算出方法及び支給割合

（ 給料の月額 ＋ 扶養手当 ）× 支給割合５／100（１・２級地）

(16) 時間外勤務手当

給与条例 第13条

正規の勤務時間を超えて勤務すること（以下「時間外勤務」という）を命ぜられた職員に支給される。

ア　支給対象職員

管理職手当支給職及び教育職にある職員以外の者

給特法 第3条